

上水修繕(串)第1号 太郎坊浄水場PAC注入設備修繕

特記仕様書

いちき串木野市 上下水道課

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 概要

本特記仕様書は、いちき串木野市が発注する 上水修繕(串)第1号 太郎坊浄水場PAC 注入設備修繕に適用されるものとする。

2. 修繕場所

いちき串木野市 太郎坊浄水場 地内

3. 修繕期限

契約締結日より令和8年1月30日までとする。

4. 規格、基準、法令等の準拠

本修繕の機器更新修繕、材料採択、建築等の製作施工にあたっては、関係法令、規格、基準等を遵守しなければならない。次の各事項に準拠すること。

- 1) 日本工業規格 JIS
- 2) 日本水道協会規格 JWWA
- 3) 日本電機工業会標準規格
- 4) 水道法及び水道施設基準
- 5) 電気設備技術基準(通産省令)
- 6) 内線規定(電気技術基準調査委員会)
- 7) 建設業法
- 8) 建築基準法
- 9) 労働安全衛生法
- 10) その他関係する諸法令規則

5. 監督員

本特記仕様書中の『監督員』とは、発注者が指定する当該修繕を監督する職員をいう。

6. 提出書類

受注者は発注者の定める様式により、指定期日までに次の書類を提出すること。部数については監督員の指示によるものとする。

- ① 工程表
- ② 納入仕様書または承認図
- ③ 試験成績書及び取扱説明書
- ④ 完成図
- ⑤ その他監督員が指示する書類

7. 機器製作及び現場修繕の諸事項

- (1) 受注者は、製作、施工に当たって変更については、協議の上実施すること。
- (2) 受注者は、機器の製作、現場修繕の前に納入仕様書または承認図を2部提出し、変更があれば変更後、決定図を提出する。機器の製作、現場修繕は決定図で承認を得た後に着手すること。
また、これらの図書作成に要する費用はすべて本修繕費に含まれる。
- (3) 受注者は、現場修繕開始から完了までの過程を随時写真撮影し、整理した上で提出すること。
- (4) 受注者は、現場での一般作業に必要な諸材料、工具、電話等の一切を、その負担において用意すること。
- (5) 受注者は、監督員、他業者との連絡、打ち合せを密に行い、製作、施工等で相互に支障をきたさぬよう修繕を進行させ、また修繕場所内外の整理整頓に努め、安全管理に十分留意し事故防止に努めること。
- (6) 受注者は、修繕箇所及びその周辺の地上地下にある既設構造物、機器等に対して支障を及ぼさないよう、監督員と協議の上必要な防護設置を施すこと。
- (7) 受注者は、修繕実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じたとき、または第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督員に報告すること。
- (8) 受注者は、修繕実施において浄水場の運転に影響を及ぼさないよう事前に監督員と綿密な打ち合わせを行い、施設停止時間や仮設の方法などの施工内容について監督員の承諾を得るものとする。

8. 試験及び検査

- (1) 受注者は、機器製作後に監督員の検査を受けることとし、完了後外部から検査できない箇所については、事前に写真撮影を行うこと。また、これらに要する費用は、本修繕費に含まれるものとする。
- (2) 現場用諸材料については、現場搬入の都度外形、数量、製作者等を監督員立会いの上検査を行い、合格の後使用すること。
- (3) 修繕完了にあたっては、役場及び監督員、監督官公庁の検査を受けるものとし合格の後引渡しとする。
- (4) 修繕が完了し、検査の合格の後、完成図書を2部速やかに提出することとする。
- (5) 試験及び検査時に必要な試験器具は、本修繕にて用意すること。
但し次のものは別途とする。

電気設備	試験、検査用の電気料金
その他	試験、検査用の用水、溶液等
	遠方監視装置等の回線使用料

9. 引渡し後の保証

本修繕は、完了後試験、検査を受け、合格の後引渡しとなるが、引渡し後でも受注者側の起こす要因で故障、その他の事故等が発生した場合は、監督員の指示に従い速やかに補修を行うこと。

また機器類は、実使用期間1年間は無償保証にて確実に修理または機器の交換を行うこととする。但し、落雷、台風、水害等自然災害によるものはこの範囲ではない。

第2章 PAC注入設備修繕

1. 概 要

本修繕概要は、太郎坊浄水場PAC注入設備修繕についてのものである。本修繕に関する取替機器は、下記のとおりで、PAC注入設備の機器を更新するものとする。

2. 機器仕様

PAC注入量指示調節計 N=1式
型 式 : WVT-44
表 示 部 : TFT LCD 32768色
有効表示面積 : W44.2×H110.4mm
電 源 : DC24V
アナログ出力 : 4点
アナログ入力 : 4点
デジタル出力 : 16点
デジタル入力 : 16点
*既設設備に対応するソフト作成・入力含む

3. 施 工

機器仕様に示す制御盤内機器の更新修繕を行うものとする。